



2022年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社トマト銀行
代表者名 取締役社長 高木 晶悟
(コード番号 8542 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役経営企画部長
井上 正樹
(TEL 086-800-1830)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社トマト銀行（取締役社長 高木 晶悟）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年6月28日開催予定の第139期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙【定款変更案】のとおりであります。

3. 定款変更の日程

取締役会決議日	2022年5月13日
定時株主総会開催日	2022年6月28日（予定）
効力発生日	2022年6月28日（予定）

以 上

別紙

【定款変更案】

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条（記載省略）</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 当銀行は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>【新設】</p> <p>第17条～第34条(記載省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (記載省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>第1条～第15条（現行どおり）</p> <p>【削除】</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第34条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条</p> <p><u>変更前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p>③ 本条は、<u>2023年3月1日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>